

令和3年横審第15号

裁 決

水上オートバイA水上オートバイB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官熊谷貴樹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人bの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人aを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年8月2日12時35分

神奈川県相模川

2 船舶の要目

船種 船名 水上オートバイA 水上オートバイB

総トン数	0.1トン	0.1トン
登録長	2.72メートル	1.97メートル
機関の種類	電気点火機関	電気点火機関
出力	112キロワット	58キロワット

### 3 事実の経過

Aは、最大とう載人員3人のFRP製水上オートバイで、a受審人が1人で乗り組み、後部座席に知人1人を後方に向けて乗せ、長さ約3メートル、幅及び高さともに約1メートルのバナナ型の浮体（以下「バナナボート」という。）に知人4人を乗せ、直径12ミリメートル長さ約10メートルの合成繊維索で引き、いずれも救命胴衣を着用し、遊走の目的で、船首尾とも0.1メートルの等喫水をもって、令和2年8月2日12時30分相模川右岸の係留地を発し、同川中央付近の河川水面に向かった。

a受審人は、係留地を発航後、川上に向かって航行中、バナナボートの最後部に搭乗していた知人が落水したことを認めたので、12時33分神奈川県茅ヶ崎市所在の標高3.78メートルの四等三角点中島から316.5度（真方位、以下同じ。）1,260メートルにあたる相模川右岸にある栈橋南端（以下「基点」という。）から102度110メートルの地点で機関を停止して、船首を000度に向けて漂泊を始めた。

a受審人は、前示地点でバナナボートに這い上がる落水者を見ていたとき、左舷後方にBを視認し、12時34分半少し過ぎ船首が000度を向いていたとき、同船が左舷船尾45度60メートルのところとなり、自船に衝突のおそれがある態勢で接近していることを認めたが、B船長が自船の方を見ていたので、避けてくれるものと思い、直ちに機関を始動させて移動するなど、衝突を避けるための措置をとらなか

った。

a 受審人は、Bがさらに接近しても避航動作をとることなく、12時35分基点から102度110メートルの地点において、Aは、原針路を向いて漂泊したまま、その左舷船尾部に、Bの船首部が後方から45度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力1の南風が吹き、視界は良好であった。

また、Bは、通常航行時立った姿勢で操縦する最大とう乗人員1人のFRP製水上オートバイで、b受審人が1人で乗り組み、救命胴衣を着用し、遊走の目的で、船首尾とも0.1メートルの等喫水をもって、12時30分相模川右岸の係留地を発し、馬入橋付近に向かった。

ところで、b受審人は、免許取得後、座った姿勢で操縦する水上オートバイは操縦したことがあったものの、立った姿勢で操縦する水上オートバイの操縦は初めてであった。

b受審人は、馬入橋付近でUターンして上流に向かって航行中、12時34分半少し過ぎ基点から137.5度90メートルの地点で、針路を045度に定め、毎時10.0キロメートルの速力（対地速力、以下同じ。）で、操縦ハンドルを持ち、立った姿勢で進行した。

b受審人は、針路を定めたとき、正船首60メートルのところに、漂泊中のAを視認することができ、同船がほとんど動かないことから、漂泊していることが分かる状態で、その後Aに向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、他船の引き波でバランスを崩さないよう水面を見ることに気を取られ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

b受審人は、12時35分僅か前バランスを崩して右に傾いたとき、船首至近にAを認め、あわててハンドルを左に取り、スロットルを放したものの、効なく、Bは原針路、原速力のまま、前示のとおり衝突

した。

衝突の結果、Aは、左舷船尾部に擦過傷を生じたが、のち修理され、Bは、船首部船底に修理不要の擦過傷を生じ、A同乗者が右膝挫創等を負った。

#### (航法の適用)

本件は、相模川馬入橋上流付近で発生したものであり、河川法あるいは条例（以下「法令等」という。）による通航方法の指定について検討する。

本件発生水域においては、法令等により通航方法の指定がなく、また、同水域が海洋及びこれに接続する航洋船が航行することのできる水域に該当すると認められるので、一般法である海上衝突予防法を適用することとなるが、同法には航行中の船舶と漂流中の船舶の関係についての航法規定がないことから、同法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

#### (原因及び受審人の行為)

本件衝突は、相模川において、航行中のBが、見張り不十分で、漂流中のAを避けなかったことによって発生したが、Aが、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

b受審人は、相模川において、遊走する場合、周囲の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、他船の引き波でバランスを崩さないよう水面を見ることに気を取られ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂流中のAに気付かず、同船を避けることなく進行して衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、A同乗者を負傷させるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

a受審人は、相模川において、漂泊中、衝突のおそれがある態勢で接近する他船を認めた場合、直ちに機関を始動させて移動するなど、衝突を避けるための措置をとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、B船長が自船の方を見ていたので、避けてくれるものと思い、衝突を避けるための措置をとらなかった職務上の過失により、Bとの衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、同乗者を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年6月15日

横浜地方海難審判所

審判官 大 北 直 明